

件名	平成 26 年 請 願 第 1 号 「特定秘密の保護に関する法律」(秘密保護法)の廃止を求める意見書提出を求める請願
提出者の住所	鳥取市西品治806
提出者の氏名	憲法改悪反対鳥取県共同センター 代表 田中 暁
紹介議員	角谷 敏男
受理年月日	平成 26 年 2 月 14 日
付託委員会	総務企画 委員会
<p>&lt;請願趣旨&gt;</p> <p>2013年12月6日、臨時国会で「特定秘密保護法」が成立しました。国民の8割が廃案や慎重審議を求める中での強行成立でした。国連機関や海外メディアからも批判が相次ぎました。同法成立後も、国民の怒りと不安は広がり続けています。</p> <p>「特定秘密の保護に関する法律」(秘密保護法)は、「防衛」「外交」「特定有害活動の防止」「テロ活動の防止」について「特定秘密」事項を指定するとしています。何を秘密に指定するかは国民には知らされず、警察の活動も含めた広範な情報を秘密にすることができます。原発やTPP交渉に関する情報も対象になり、マスコミの取材や国民が情報公開を求めるなど、情報に接近しようとする行為も処罰(最高懲役10年)されるおそれがあり、国民の知る権利は侵害されます。</p> <p>「秘密」の取り扱い者を対象にするという「適性評価」は、思想信条の自由やプライバシー権を侵すものです。国会の国政調査権を制限し、国会議員や職員も処罰の対象です。本法案では、故意による情報漏洩だけでなく、過失による情報漏洩も処罰するとしています。既遂の場合だけでなく、未遂の場合、共謀の場合、教唆の場合、扇動の場合も処罰対象としています。</p> <p>このように国会審議を通して「特定秘密の保護に関する法律」(秘密保護法)が憲法の基本原理(国民主権や基本的人権)を侵害するものであることがはっきりしました。</p> <p>同法は、国民の目、耳、口を塞ぎ、基本的人権、民主主義を破壊する重大な弾圧法にほかなりません。国民の知る権利、言論・報道の自由、憲法21条で保障された表現の自由を国民から奪うという悪法です。</p> <p>「特定秘密の保護に関する法律」(秘密保護法)を廃止するよう強く求めます。</p> <p>&lt;請願項目&gt;</p> <p>「特定秘密の保護に関する法律」を廃止するように、意見書を国会に提出してください。</p>	

## 参 考

### 「特定秘密保護法」の廃止を求める意見書

2013年12月6日、臨時国会で「特定秘密保護法」が成立しました。国民の8割が廃案や慎重審議を求める中での強行成立でした。国連機関や海外メディアからも批判が相次ぎました。同法成立後も、国民の怒りと不安は広がり続けています。

「特定秘密の保護に関する法律」(秘密保護法)は、「防衛」「外交」「特定有害活動の防止」「テロ活動の防止」について「特定秘密」事項を指定するとしています。何を秘密に指定するかは国民には知らされず、警察の活動も含めた広範な情報を秘密にすることができます。原発やTPP交渉に関する情報も対象になり、マスコミの取材や国民が情報公開を求めるなど、情報に接近しようとする行為も処罰(最高懲役10年)されるおそれがあり、国民の知る権利は侵害されます。「秘密」の取り扱い者を対象にするという「適性評価」は、思想信条の自由やプライバシー権を侵すものです。国会の国政調査権を制限し、国会議員や職員も処罰の対象です。本法案では、故意による情報漏洩だけでなく、過失による情報漏洩も処罰するとしています。既遂の場合だけでなく、未遂の場合、共謀の場合、教唆の場合、扇動の場合も処罰対象としています。

このように国会審議を通して「特定秘密の保護に関する法律」(秘密保護法)が憲法の基本原理(国民主権や基本的人権)を侵害するものであることがはっきりしました。

同法は、国民の目、耳、口を塞ぎ、基本的人権、民主主義を破壊する重大な弾圧法にほかなりません。国民の知る権利、言論・報道の自由、憲法24条で保障された表現の自由を国民から奪うという悪法です。

よって、当議会は「特定秘密保護法」の廃止を求める意見書を、地方自治法第99条に基づき提出します。

平26年 月 日

鳥取市議会議長

衆 議 院 議 長 様  
参 議 院 議 長